認知症対応型共同生活介護(短期利用型を含む)運営規定

有限会社 ゆりかご グループホームゆりかご木島平

第1条(目的)

この規定は有限会社ゆりかご(以下「事業所」という。)が行う認知症対応型共同生活介護(短期利用共同生活介護)事業(以下「事業」という。)の運営及び利用についての必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条(事業の目的)

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

第3条 (運営の方針)

- 1 本事業において提供する認知症対応型共同生活介護(短期利用共同生活介護)は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 事業の実施にあっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより常に利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 4 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 6 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

第4条(事業所の名称)

- 1 本事業所の名称は、「グループホーム ゆりかご 木島平」とする。
- 2 本事業所の所在地は、長野県下高井郡木島平村往郷875-1とする。

第5条 (職員の職種・員数及び職務内容)

本事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次のとおりとする。

管理者
1名

管理者は、業務の管理及び職員などの管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する 介護老人福祉施設、病院等の連絡・調整を行う。

③ 介護職員 4名以上

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

第6条(利用定員)

利用定員は9名とする。

但し、短期利用については、同時利用定員は1名までとし、全体の利用定員の中に含まれる。

第7条(介護の内容)

認知症対応型共同生活介護(短期利用共同生活介護)の内容は、次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

第8条(介護計画の作成)

認知症対応型共同生活介護(短期利用共同生活介護)サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画(短期利用共同生活介護計画)(以下「介護計画」という)を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及びその家族に対し、当該計画の内容を説明し 同意を得る。但し、短期利用サービスについては、居宅介護支援専門員が作成した計画に沿 って、介護計画の作成を行う。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況 について評価を行う。

第9条(利用料等)

本事業が提供する認知症対応型共同生活介護(短期利用共同生活介護)の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護(短期利用共同生活介護)が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、次に掲げるものは、利用料として支払いを受ける。

(認知症対応型共同生活介護の場合)

- ② 食材費 -- 日 1,300円 -- 月 約39,000円(税別)
- ③ 水道光熱費 一月 17,000円(税別)
- ④ その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用実費。

(短期利用の場合)

- ① 室 料 ——日 1,750円(税別)
- ② 食材費 —— 1,300円(税別)(朝·夕400円、昼500円)
- ③ 水道光熱費 一日 567円(税別)
- ④ その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用実費。

- 2 月の途中における入居または退居については、室料・食材費・水道光熱費などは日割計算とする。尚、月の途中での入院及び退院に伴う入室または退室については、室料以外の費用は日割り計算とする。(食材費・水道光熱費は施設内にて過ごした分のみの料金。室料は一ヶ月分の料金)
- 3 長期入院等により、入居者の居室を短期利用共同生活介護サービスの居室に利用する場合 は、短期利用共同生活介護サービスの利用者から室料を徴収する。

第10条(入退居に当たっての留意事項)

認知症対応型共同生活介護(短期利用共同生活介護)の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他傷の恐れがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関と協議 し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

第11条(秘密保持)

本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう 必要な措置を講ずる。

第12条(苦情処理)

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切な対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善設置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

第13条(損害賠償)

利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第14条(事故発生時における対応策)

利用者に事故が発生した場合、従業員は協力医療機関と連絡を取る等し、利用者に対し適切な措置を講ずる。また、管理者は事故の原因を十分調査した上、利用者代理人及び家族に対しその内容を説明しお詫びするとともに、二度と事故が発生しないよう研修等を行い全従業員に徹底を図る。

第15条(衛生管理)

認知症対応型共同生活介護(短期利用共同生活介護)を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

第16条(緊急時における対応策)

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関との連絡をとり、適切な措置を講ずる。

第17条(非常災害対策)

非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、 日常的に具体的な対処方法、避難通路及び協力機関等と連携方法を確認し、災害時には避難 等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関との連携を図り、避難訓練を行う。

第18条(その他運営についての重要事項)

従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時
- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録利用者負担金徴収簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則 この規定は、平成24年3月2日から施行する。

改定 平成29年 5月 1日 改定 令和 7年 5月 1日